

2024年度 日本学生支援機構奨学金  
予約採用版

奨学金情報誌  
ASSIST

大学院・専門職大学院対象

○郵送先・申請期間

駿河台 キャンパス	【大学院】 法学、商学、政治経済学、経営学、 文学、情報コミュニケーション学 各研究科 【専門職大学院】 ガバナンス、グローバル・ビジネス、 会計専門職、法務 各研究科	〒101-8301 千代田区神田駿河台 1-1	2023年 10月23日（月） ～ 10月25日（水） 【申請期間最終日消印有効】
和泉 キャンパス	教養デザイン研究科	〒168-8555 杉並区永福 1-9-1	
生田 キャンパス	理工学（※）、農学 各研究科	〒214-8571 川崎市多摩区東三田 1-1-1	
中野 キャンパス	理工学（※）、国際日本学、 先端数理学 各研究科	〒164-8525 中野区中野 4-21-1	

※理工学研究科進学予定者は4月から所属するキャンパスへ郵送してください。

# 個人情報 の 取扱い について

---

明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」及び本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請者および保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を下記の業務、利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束いたします。

## 記

### 1 業務内容

#### 奨学金業務全般

日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請、審査、推薦、採用、給付、貸与、奨学生資格継続審査、貸与奨学金返還等、奨学金に付随する全ての業務

### 2 利用目的

- 日本学生支援機構奨学金・学内奨学金の申請に伴う審査、推薦、採用、給付、貸与、奨学生資格継続審査、貸与奨学金返還等の業務に際しての判断、決定のため
- 日本学生支援機構の奨学事業全般を適切に遂行するため
- 日本学生支援機構の事業執行に関する事項（現在又は過去において、本学が推薦した奨学生への対応等）

### 3 個人情報提供先

- 日本学生支援機構
- その他、奨学金業務全般を適切、かつ、円滑に遂行するために、本学と契約を締結する第三者

以上

上記利用目的を確認、同意の上、奨学金の申込みを行ってください。

なお、ここに示された利用目的以外については、「本学における保有個人データの利用目的について」（本学 HP に記載）の規定に準ずるものとします。

[https://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal\\_inf/kojin\\_3.html](https://www.meiji.ac.jp/bunsho/personal_inf/kojin_3.html)

**※いったん提出された申請書類は、返却いたしません。採用にならなかった場合は、定められた期間経過後、大学または日本学生支援機構が責任をもって廃棄処分いたします。**

## 目次

はじめに	1
<b>日本学生支援機構の奨学金について</b>	
日本学生支援機構奨学金の種類	2
2024年度日本学生支援機構奨学金（予約採用）スケジュール	6
保証制度について	8
返還手続・猶予・免除について	9
申込資格について Q & A	11
申請書類と注意事項	12
<b>明治大学独自の奨学金について</b>	
明治大学大学院独自の奨学金について	18
明治大学専門職大学院独自の奨学金について	19
大学院、専門職大学院共通の奨学金について	21
<b>その他団体の奨学金について</b>	
民間団体の取り扱う奨学金	21
各種教育ローンのご案内	22
奨学金事務取扱窓口	24
懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて（注意）	25

# はじめに

## 奨学金について

本大学大学院には、明治大学独自の学内奨学金、日本学生支援機構奨学金及び地方公共団体・民間団体が実施する奨学金など様々な奨学金制度があります。奨学金制度ごとに設置目的があり、その目的を達成するために経済的な基準や学業基準が設けられています。本冊子の内容をよく読んだうえで、申請する奨学金を検討してください。

今回の募集によって申込みが可能な奨学金は、日本学生支援機構奨学金（予約採用）のみで、その他の奨学金には申し込めません。日本学生支援機構奨学金（予約採用）に申請する場合、本学ホームページ掲載の「貸与奨学金案内（大学院予約）」の内容をよくご確認の上、書類をご準備ください。また、学内奨学金は制度を変更する可能性があります。

## 奨学金の返還義務の有無について

奨学金には返還義務の有無によって、貸与型（修了後、返還が必要）と給付型（原則、返還の必要なし）の区別があります。また、貸与型の奨学金（貸費奨学金）には、無利子のものと有利子のものがあります。申し込む奨学金がどちらの形態なのか、よく確認してください。

## 貸費奨学金の利用にあたって

貸費奨学金は修了後、返還が必要になります。申し込む際には、自身の収入と支出を改めて計算し、どれくらいの金額が必要になるのか十分に検討してください。

## 併願と併用について

二種類の奨学金に申請し、一つの奨学金のみ利用する場合は、併願といい、二種類の奨学金を同時に利用することを、併用といいます。

## 注意事項

- ・この奨学金情報誌は、明治大学大学院修士・博士前期課程の各研究科、専門職大学院の各研究科入学予定者向け日本学生支援機構奨学金（予約採用）の募集案内です。
- ・本学では、博士後期課程入学予定者の予約採用募集は行っていません。
- ・予約採用とは、入学前に奨学金の採用候補者を決定するもので、本学での申込資格は2024年4月から修士・博士前期、専門職学位課程に進学することが、2023年10月末までに内定していることです。

※通常、奨学金は入学後の4月に在学採用募集を行い、審査・選考の後、7月に初回振込となりますが、予約採用候補者になった場合は、入学後の4月に初回振込があります。ただし、申込時進学予定の研究科に進学しなかった場合や他大学の大学院に進学した場合は、採用候補取消となります。

- ・日本学生支援機構奨学金には各種基準があり、希望者全員が採用になるわけではありません。今回希望する奨学金の採用候補にならなかった場合は、来年4月の在学採用募集で再申請してください。

外国人留学生の奨学金については、国際教育事務室で取り扱っています。

（駿河台キャンパス グローバルフロント2階 TEL03-3296-4141）

事前に国際教育事務室へお問い合わせください。

# 日本学生支援機構奨学金について

---

日本学生支援機構奨学金は、優れた学生で経済的理由により修学困難な学生に対して、学資等の貸与を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

大学院の奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的とし貸与するもので、**選考は家計基準よりも学業基準を優先します**。日本学生支援機構の推薦基準に基づき、大学が推薦し、採否は日本学生支援機構が決定します。

## 【日本学生支援機構奨学金の種類】

日本学生支援機構奨学金には、「第一種奨学金（無利子）」と「第二種奨学金（有利子）」の二種類があり、それぞれ貸与条件や貸与月額などが異なります。また、新入生に限り、月額貸与の他に入学一時金を追加で貸与できる「**入学時特別増額貸与奨学金（有利子）**」に申請することができます。なお、各種基準を満たす必要があるため、希望者全員が採用になるわけではありません。

## (1) 第一種奨学金（無利子）

第一種奨学金の貸与を申し込む際は、奨学金申込み時に返還の方式として「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」のいずれかの返還方式を選択してください。

「所得連動返還方式」は、卒業後の年収に応じて毎年の返還額が決まるので、年収が少ない時期も無理なく返還できる制度です。ただし、保証制度は「機関保証」のみであること、マイナンバーの提出が必要であることにご留意ください。

### ○貸与月額

	採用 学年	貸与月額	貸与総額(貸与月数)
大学院 (修士・博士前期課程) 専門職大学院 法務研究科既修者コ ース(2年制)	1年	88,000円 又は50,000円 から選択	2,112,000円(8.8万円で24か月) 1,200,000円(5万円で24か月)
法務研究科未修者コ ース(3年制)	1年	88,000円 又は50,000円 から選択	3,168,000円(8.8万円で36か月) 1,800,000円(5万円で36か月)

※1年ごとに「継続手続」が必要になります(卒業年度は除く)。

※日本学生支援機構における法務研究科既修者コースの採用学年は、1年となります。

### ○収入基準額 (上限) ※カッコ内は許容範囲

大学院(修士・博士前期課程) 専門職大学院	299万円(389万円)
--------------------------	--------------

2023年(令和5年)の収入見込額(本人及び定職を持つ配偶者収入合計額)が上限を超える場合は申込資格がありません。

## (2) 第二種奨学金（有利子）

第二種奨学金は有利子奨学金です。奨学金申込み時に金利の種類「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれかを選択してください。選択した金利の種類は、貸与期間が終了する年度の11月末まで変更することができます(入学時特別増額貸与分を除く)。

### [金利の種類]

#### ① 利率固定方式

貸与終了時に確定する利率で最後まで返還することになります。市場金利が上昇、下降した場合でも返還利率は変動しません。

#### ② 利率見直し方式

貸与終了後概ね5年ごとに見直しされる利率で返還することになります。市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

利率の詳細は日本学生支援機構ホームページで確認してください。

### ○貸与月額

5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の月額の中から選択をします。

	採用学年	貸与月額	貸与総額(貸与月数)
<b>大学院</b> (修士・博士前期課程)  <b>専門職大学院</b>  <b>法務研究科既修者</b> <b>コース(2年制)</b>	1年	50,000円	1,200,000円 (24か月)
		80,000円	1,920,000円 (24か月)
		100,000円	2,400,000円 (24か月)
		130,000円	3,120,000円 (24か月)
		150,000円	3,600,000円 (24か月)
			法務研究科で、15万円を選択した場合のみ、希望により4万または7万円の増額ができ、月額19万または22万円の貸与が可能。ただし増額月額部分は基本月額と別利率計算で、選択した年利率の0.2%上乗せした利率を適用。
<b>法務研究科未修者</b> <b>コース(3年制)</b>	1年	50,000円	1,800,000円 (36か月)
		80,000円	2,880,000円 (36か月)
		100,000円	3,600,000円 (36か月)
		130,000円	4,680,000円 (36か月)
		150,000円	5,400,000円 (36か月)
			15万円を選択した場合のみ、希望により4万または7万円の増額ができ、月額19万または22万円の貸与が可能。ただし増額月額部分は基本月額と別利率計算で、選択した年利率の0.2%上乗せした利率を適用。

※1年ごとに「継続手続」が必要になります(卒業年度は除く)。

※日本学生支援機構における法務研究科既修者コースの採用学年は、1年となります。

### ○収入基準額(上限)

<b>大学院(修士・博士前期課程)</b> <b>専門職大学院</b>	<b>536万円</b>
--	--------------

2023年(令和5年)の収入見込額(本人及び定職を持つ配偶者収入合計額)が上限を超える場合は申込資格がありません。

### (3) 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

第一種奨学金、4月から第二種奨学金の貸与開始を申し込む新入生に限り、月額貸与の他に入学一時金を追加で貸与できる入学時特別増額貸与奨学金を申請できます。貸与額は、10万、20万、30万、40万、50万円の5種類で、第二種奨学金と同様に金利の種類を選択します。貸与利率は、選択した年利率の0.2%上乗せした利率となります。貸与条件は次のいずれかです。

- ① 本人収入合計（本人収入の他、奨学金や親からの援助等全てを含んだ金額）が120万円以下である者
- ② ①以外の者で、入学のために金融機関で「日本政策金融公庫の国の教育ローン」を申し込んだにも関わらず、貸付を受けることができなかった者

なお、①の「本人収入合計」とは年間の支出額（日常生活費、授業料、通学費、書籍費などその他の費用）を算出し、その支出額と同額若しくは上回る金額が収入合計金額になります。本人の就労による収入のみが、「本人収入合計」と認定されるわけではありませんのでご注意ください。

②については、後日、『借入申込書（お客様控え）のコピー』・『「国の教育ローンを利用できなかったことについて（申告）」（所定用紙）』・『審査結果通知』の3点を提出しなければなりませんので、あらかじめ国の教育ローンの申込みをしてください。本人名義での申込みができなかった場合は、保護者名義で申込みをしてください。なお、国の教育ローンが借りられた場合、入学時特別増額貸与奨学金の貸与は受けられません。

この奨学金を希望する際は、申請書の「4. 入学時特別増額貸与奨学金希望欄」に○印を記入し、スカラネット（\*）入力時に正式に申し込んでください。後から申し込むことはできません。

\*「スカラネット」…日本学生支援機構の奨学金申込みのためのサイト。

### ◎併用貸与について

第一種奨学金と第二種奨学金の貸与を同時に受けることを、併用貸与といいます。

併用貸与の場合、貸与額が多くなり、債務過剰になることが考えられますので、責任を持って返還できるようしっかりと返還計画をたてたうえで、申込みを行ってください。

### ○収入基準額（上限）

大学院（修士・博士前期課程） 専門職大学院	併用貸与 の場合	284万円
--------------------------	-------------	-------

2023年（令和5年）の収入見込額（本人及び定職を持つ配偶者収入合計額）が上限を超える場合は申込資格がありません。



## 2024年度日本学生支援機構奨学金（予約採用）スケジュール

### ◎申請スケジュール

#### 申請期間

所属・研究科	【大学院】 法・商・政・営・文・ 情コミ 学各研究科  【専門職大学院】 各研究科	【大学院】 教養デザイン研究科	【大学院】 理工（※）・農 学各研究科	【大学院】 理工（※）・国際日本・ 先端数理科 学各研 究科
申請期間	10月23日（月）～10月25日（水） 【申請期間最終日消印有効】			
申請方法	郵送のみ ※本申請では、窓口による受け付けを行いません。			
郵送先	駿河台キャンパス 学生支援事務室 奨学金係	和泉キャンパス 和泉学生支援事務室 奨学金係	生田キャンパス 生田学生支援事務室 奨学金係	中野キャンパス 中野教育研究支援事務室 奨学金係

※理工学研究科進学予定者は4月から所属するキャンパスへ郵送してください。

※申請後に、「スカラネット入力用紙」、「スカラネットパスワード」をお渡ししますので、指定期間内に、インターネットによる申込み（スカラネット入力）を済ませてください。インターネットでの申込みが、日本学生支援機構奨学金への正式な申込みとなります。申請書類の提出とスカラネットによる申込みの両方を完了しないと申請したことにはなりませんので注意してください。片方みの場合は選考から除外されます。

### ○注意事項

- ・指定の期日を厳守してください。期日の過ぎた書類は一切受け付けません。
- ・キャンパス違いの書類は一切受け付けません。
- ・上記期間での申請が難しい場合は、必ず事前（受付日前）に各キャンパス奨学金係に申し出て郵送提出日の指示を受けてください。
- ・申請書類が全て揃わない場合は、必ず事前（受付日前）に各キャンパス奨学金係に申し出た上で、準備できる書類を申請期間内に郵送してください。受付日後の相談は一切受け付けません。

## ◎推薦・採用に関するスケジュール（予定）

日本学生支援機構奨学金（予約採用）		参考：日本学生支援機構奨学金(在学採用)	
推薦者発表	2023年12月中旬	願書受付	2024年4月上旬
採用候補の可否決定、採用候補者への 手続書類発送	2024年2月上旬	推薦者発表	2024年6月下旬
大学へ「採用候補者決定通知」提出、 進学届*のインターネット送信 *「進学届」・・・採用候補者への手続書類に 詳細を同封します。	2024年4月上旬		
奨学金の支給開始	2024年4月下旬	奨学金の支給開始	2024年7月上旬
奨学生証・返還誓約書の交付	2024年5月上旬	奨学生証・返還誓約 書の交付	2024年7月下旬
返還誓約書提出	2024年6月上旬	返還誓約書提出	2024年8月下旬

### ○推薦者決定から採用手続

- ①大学では、提出された申請書類及び各研究科における選考基準を基に、大学院奨学金委員会に諮り、基準に合致している人物を選考し、推薦枠数に応じて日本学生支援機構へ推薦・報告します。
- ②推薦者の発表は、2023年12月中旬頃に郵送等で行います。電話でのお問い合わせには一切応じません。
- ③2024年2月上旬、日本学生支援機構の選考を経て決定された採用候補者に対し、手続書類を送付します。記載内容に従い、遅滞無く手続を済ませた者が、採用者となります。
- ④採用者には、4月下旬に初回振込があり、指定期間内に大学を通じて「奨学生証」、「奨学生のしおり」、「返還誓約書」を交付します。交付された返還誓約書は必要書類を添付のうえ、速やかに提出しなければなりません。提出を怠った場合、採用が取り消されます。

※今回の予約採用で、希望する奨学金の採用候補者に選ばれず、在学採用で再申請する場合は、改めて在学採用版奨学金情報誌ASSISTを入手し（2024年3月下旬公開予定）、大学院進学後の4月上旬に申請してください。

### ○奨学金の交付

奨学金は、原則として毎月1回（11日前後）、本人口座に振り込まれます。（4月、5月は入金日の変動的になっています。詳細は日本学生支援機構のHP又は採用者に配布される「奨学生のしおり」で確認してください。）

### ○奨学金の継続手続

奨学金は原則として貸与始期から課程が修了するまでの標準修業年限の間、貸与されます。毎年12月上旬に継続の意思確認をご案内しますので、指定期間内にインターネットで必ず手続をしてください。未手続の場合は翌年度の奨学金が「廃止」処分となります。詳細は所定の時期にOh-o!Meijiにてお知らせします。

**また、継続審査に当たっては、「1年間の学修状況」も考慮されます。学修状況が不良である場合、翌年度の奨学金が継続されない場合があります。**

## 保証制度について

---

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を選任する「人的保証」制度か、一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証を担ってもらう「機関保証」制度の、いずれかの保証制度を選択しなければなりません。

また、スカラネット入力時に、いずれの保証制度を選択するか決定していなければならないため、二つの保証制度について事前にきちんと理解をする必要があります。

### ◎人的保証制度について

人的保証制度とは、連帯保証人と保証人を選任して、奨学生本人が奨学金を返還できなくなった場合に連帯して責任を負う制度です。あらかじめ連帯保証人および保証人の承諾を得ることが必要です。

また、進学届提出時には、連帯保証人と保証人の個人情報（①氏名②生年月日③続柄④住所⑤電話番号⑥勤務先⑦勤務先電話番号）が必要になりますので、申請時まで確認し、選定する人物を確定しておいてください。

#### ○連帯保証人の条件

- ・父又は母（父母がいない場合は兄・姉・おじ・おば等）。

#### ○保証人の条件

- ・父母以外であること。
  - ・スカラネット入力日時時点で65歳未満であり、連帯保証人と別生計であること。
  - ・原則として4親等以内の親族。
  - ・未成年者及び学生でないこと。
- ※65歳以上の親族しかいない場合は、原則として機関保証制度を選択してください。

#### ○連帯保証人・保証人共通の条件

- ・本人の配偶者は選定できません。
- ・貸与終了時に本人が満45歳を超える場合は、連帯保証人、保証人ともに資力がある60歳未満（貸与終了時）の原則として4親等以内の親族を選定してください。（父母それぞれを連帯保証人と保証人に選定することはできません。）
- ・4親等以外の方を立てる場合は、返還能力を示す返還保証書等が必要になります。（4親等以外の方を立てる場合は、奨学金係までお問い合わせください。）

### ◎機関保証制度について

機関保証制度とは、人的保証である連帯保証人や保証人を確保しにくい場合に、保証機関に一定の保証料を支払うことで奨学金の貸与が受けられる制度です。連帯保証人・保証人をたてる必要はありませんが、月々の貸与奨学金から保証料が差し引かれます。また、本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人物を1人届け出る必要があります。（詳細は、「奨学金案内」の機関保証制度についての項目を熟読してください。）なお、入学後「進学届」を送信した後は、機関保証から人的保証への変更は認められません。

## 返還手続・猶予・免除について

---

### ◎返還誓約書の提出について

返還誓約書は、採用決定後の5月上旬頃に配布します。配布期間については決定次第、採用者にお知らせします。

申請時に選択した保証制度によって、提出する書類が異なりますので、注意してください。

### ○人的保証を選択した場合

返還誓約書に本人・連帯保証人・保証人がそれぞれ自署押印（連帯保証人、保証人は実印押印）する他、次の書類が必要になります。

- ・ 本人：住民票（スカラネット入力日から遡って3か月前以降に発行されたもの）
- ・ 連帯保証人：①印鑑登録証明書（スカラネット入力日から遡って3か月前以降に発行されたもの）  
②収入に関する証明書（最新の源泉徴収票、所得証明書等）
- ・ 保証人：印鑑登録証明書（スカラネット入力日から遡って3か月前以降に発行されたもの）

### ○機関保証を選択した場合

機関保証制度に加入した場合は、連帯保証人、保証人をたてる必要はありませんが、本人および連絡先として届け出た人物が署名のうえ、①本人の住民票（スカラネット入力日から遡って3か月以内に発行されたもの）②保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書を揃えて提出します。加入にあたっては、保証委託契約を結ぶこととなりますので、必ず「奨学金案内」に記載されている機関保証制度について熟読してください。

### ◎返還について

#### ○返還方法について

奨学金の返還は、貸与終了時に、口座振替制度（リレー口座）に加入して、返還を行います。返還期間は、貸与総額により決定します（概ね10～20年）。

返還は、返還誓約書作成時に選択した「月賦」又は「月賦＋半年賦併用」のいずれかの方法によって返還します。

月賦返還の例については、「貸与奨学金案内（大学院予約）」の冊子内に記載がありますので、そちらを確認してください。

## **第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」制度（参考）**

大学院第一種奨学金採用者に対する制度です。概要は以下のとおりです。

**対 象** 次の2つの要件を満たす者

- ①当該年度中に大学院第一種奨学金の貸与を終了する者（満期者及び申請締め切り日までの辞退者）  
※申請締め切り後から当該年度の3月末日までに辞退した方は、当該年度、翌年度以降とも当制度を利用することはできません。辞退をする場合は、時期にご注意ください。
- ②大学院在学中に学内外で特に優れた業績を挙げた者（以下、評価項目参照）

**推薦枠** 本大学院<修士・博士前期課程、博士後期課程、専門職学位課程>で当該年度に第一種奨学金の貸与が終了する者のうち、各課程で概ね3割程度

**審査の対象となる評価項目（基準）**

- (1) 学位論文その他の研究論文（論文の学内外での高評価・表彰、学会発表等）
- (2) 特定の課題についての研究の成果（研究成果の学内外での高評価・表彰、学会発表等）
- (3) 専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物（単著、共著による執筆、刊行等）
- (4) 専攻分野に関連した発明（特許取得やコンテスト入賞等）
- (5) 授業科目の成績（修得単位の平均点が80点以上【GPA3.0以上※ただし専門職大学院生は1.7以上】）
- (6) 研究または教育に係る補助業務の実績（RA、TA等による補助業務により学内外での教育活動に貢献した業績）
- (7) 専攻分野に関連した音楽・演劇・美術その他芸術の発表会における成績
- (8) 専攻分野に関連したボランティア活動その他社会貢献活動の実績
- (9) その他日本学生支援機構が定める業績（返還免除内定者）

**選考方法** 本大学院「学内選考委員会」において、各申請者の業績について評価項目に基づき審査し、順位を付して日本学生支援機構に推薦します。返還免除の決定は、最終的に日本学生支援機構が認定した者となります。

**2022年度実績（参考）**

（単位：名）

課 程	2022年度 貸与終了者	推薦枠	申請者	日本学生支援 機構への推薦 者	日本学生支援 機構が認定し た返還免除者
博士前期課程	195	59	116	59	59
専門職学位課程	14	5	4	4	4
博士後期課程	12	6	10	6	6

※本表において、「専門職学位課程」は、ガバナンス、グローバル・ビジネス、会計専門職及び法務研究科を指す。

※詳細については、各年度の12月頃、Oh-o!Meijiにてお知らせします。申請締め切りは例年、1月中旬です。

## **博士前期課程・修士課程及び専門職学位課程返還免除内定制度（参考）**

博士前期課程・修士課程及び専門職学位課程進学時に、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。

※詳細については、本学ホームページ「日本学生支援機構 「博士前期課程・修士課程及び専門職学位課程」返還免除内定候補者の募集について」を参照してください。（12月上旬頃更新予定）

## 申込資格についてQ & A

以下に、申込資格についてのQ & Aを記載します。その他不明点がある場合は、各キャンパスの奨学金係へお問い合わせください。

### Q 1. 本人及び配偶者の総収入金額が収入基準額を超えている場合は申請不可ですか？

A 1. 申請不可です。ただし、第一種に限り、その金額が許容範囲内（389万円以内）である場合は申請可能です。

### Q 2. 2022年の総収入金額と2023年の総収入見込金額が異なります。どちらを申請すればよいでしょうか？

A 2. 2023年（令和5年）の総収入見込金額を申請してください。

2022年（令和4年）の総収入金額が収入基準額を超えていても、2023年（令和5年）の総収入見込金額が退職等により収入基準以内となる場合は、申請可能です。その場合は、総収入金額が減額となる事由及びその年月日を申請書の「8. 家庭事情欄」に記入し、2023年（令和5年）の収入見込を証明する書類を添付してください。

### Q 3. 過去に在籍した大学院で、日本学生支援機構（旧日本育英会）の貸与を受け、修了又は退学後、同課程（別課程）に再入学した場合、申請は可能でしょうか？

A 3. 同一課程区分（下段参照）で新たに奨学金の貸与を希望する場合、申請は可能ですが再貸与の申請が必要になります。再貸与の申請をすることで、標準修業年限に限り、奨学金の貸与を受けることが可能になります。

※第一種奨学金は全ての学校区分を通して、第二種奨学金は各々の区分において、1回に限り再貸与を受けることが可能ですが、所定の要件を満たす必要があります。なお、再貸与の申請を行わない場合、在籍していた同課程で未貸与期間がある場合、また再入学する課程の標準修業年限が在籍していた課程よりも長い場合に限り、申請可能です。

#### ○同一区分扱いとなる課程（大学院の区分）

- ・ 修士課程相当：修士課程、博士前期課程、専門職大学院課程（法務研究科を含む）、一貫性博士課程前期相当分
- ・ 博士後期課程相当：博士課程、博士後期課程、博士医・歯・薬・獣医学課程、一貫性博士課程後期相当分

### Q 4. 勤務先から派遣されて大学院に在学していますが、申請可能でしょうか？

A 4. 収入基準内であれば、申請可能です。ただし、別途「就労に関する所見」が必要になります。p. 14を参照してください。

### Q 5. 定職(又は、週21時間以上のアルバイト)に就いています。申請資格はありますか？

A 5. 収入基準内であれば、申請可能です。ただし、別途「就労に関する所見」が必要になります。p. 14を参照してください。

# 申請書類と注意事項

日本学生支援機構奨学金を申請する者は、以下の書類を指定された期日に提出してください。

- ① 日本学生支援機構奨学金（予約採用）申請書
- ② 第一種・第二種奨学金 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書〔大学院予約〕
- ③ 収入に関する証明書類
- ④ 奨学金申請チェックリスト
- ⑤ 就労に関する所見
- ⑥ 第一種・第二種奨学金 併用希望者の提出書類

①～④は全員提出が必要です。 ⑤及び⑥は該当者のみ提出してください。

## ① 日本学生支援機構奨学金（予約採用）申請書

申請書の記入については、下記注意事項とホームページ記載の記入例を参照し、漏れのないよう作成してください。

### ○注意事項

#### 学生番号又は受験番号：

学部時代の学生番号を記入してください（右詰）。不明な場合は、大学院入試受験番号を記入してください。

#### 1 奨学金の希望順位：

希望する奨学金の番号を○で囲んでください。

#### 2～3 月額と利率選択：

第一種奨学金を希望する場合は、2.で貸与額及び希望する返還方式を選択してください。

第二種奨学金を希望する場合は、3.で貸与額及び金利の種類を選択してください。

#### 4 入学時特別増額貸与奨学金：

希望者は（ ）に○印をし、金額を選択してください。また、金利の種類を選択してください。入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、p. 5の貸与条件をよく確認してください。入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ場合、第二種奨学金の貸与始期は本年4月からとなります。

#### 5 本人の履歴：

過去（又は現在）日本学生支援機構（日本育英会含む）の奨学金を受けていた（受けている）方は必ず奨学生番号を記入してください。不明な場合は、日本学生支援機構へお問合せください。（日本学生支援機構ナビダイヤル0570-666-301）

#### 6 収入状況：

##### (1) 2022年の収入金額：

2022年（令和4年）の収入金額（万円未満切捨）は、2022年1月～12月の1年間の収入金額を記入してください。

○源泉徴収票、確定申告書の金額を記入する場合

給与所得の場合は「支払金額」、給与外所得の場合は「所得金額」を記入します。

○給与明細の月収で推算する場合

定職は月収×15か月、アルバイトは月収×12か月で計算してください。

(例：アルバイト月収10万円の場合＝10万×12か月＝120万円の収入)

## (2) 2023年の収入見込金額：

2023年1月～12月の1年間の収入見込金額を推算し記入してください。2022年収入金額が基準額を超えていて、2023年収入見込金額が基準内になる方は、それを証明する書類が別途必要になります。(p.11のQ2参照)。

収入見込金額合計は、少なくとも生活費を含めた学費以上の金額となりますので、本人収入がない場合でも、親からの援助など出所と金額を記入してください。

## (3) 父母等からの給付額：

この欄に1万円以上の記載がある場合は、表面に必ず父母等からの署名が必要になります。

①自宅通学者の場合⇒食費、住居費など金銭、物品を問わず、本人の日常生活において一般的に家計から支出されたものを金額に算定し、授業料、通学費、小遣いなど、本人に支給又は本人に代わって家計から直接支払った金額の合計額を記入してください。

②自宅外通学者の場合⇒金銭、物品を問わず、授業料、通学費、住居費など、本人が父母等から給付を受けた額及び父母等が本人に代わって直接支払った金額の合計額を記入してください。

## (4) 配偶者がいる場合（本人が結婚している場合）：

必ず配偶者の氏名を記入してください。配偶者が定職に就いている場合は、勤務先、職業などを記入してください。

## ② 第一種・第二種奨学金 確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書 〔大学院予約〕

1. 希望する奨学金の確認書（両面印刷）を提出してください。（記入した確認書はコピーし、自身で保管してください。）
2. 本人欄は自署です。
3. 確認書の訂正については、修正液を使用せず、二重線を引き、新たに書き直してください。
4. 日本学生支援機構では返還促進対策から個人情報情報機関（全国銀行個人情報センター）へ加盟しています。これは、一定期間返還を滞納した場合に限り、返還者の氏名・住所等の個人情報個人信用情報機関に情報提供するというものです。情報提供された場合は、クレジットカードの利用ができなくなる、住宅ローン等が組めなくなるなど不利益が生じることになります。内容を十分理解し、同意をした上で、確認書に署名してください。

## ③ 収入に関する証明書類

次の書類を全て用意してください。

1. 市区町村役所発行の最新の所得証明書（または課税証明書・非課税証明書。地域により名称が異なる。）
2. 収入の種類に合わせた証明書

※冊子「貸与奨学金案内（大学院予約）」のp.22「③. 収入に関する証明書類」を読み、収入の種類に合わせた証明書を添付してください。



※同冊子には、「収入計算書」という書類が挟みこまれていますが、本大学では同内容を申請書に記入するため、収入計算書を提出する必要はありません。

3. (該当者のみ) 定職をもった配偶者がいる場合、配偶者の所得証明書と、配偶者の収入の種類に合わせた証明書が必要です。

※収入に関する書類はすぐに準備できるものではありません。「貸与奨学金案内 (大学院予約)」を確認し、早めにご準備ください

※退職等により当年の収入見込み金額が前年収入と大きく異なる場合は、上記の所得関係書類の他、収入見込証明書、退職 (見込) 証明書等を必ず添付してください。その他の所得関係書類、証明書が必要になる場合は、別途指示します。

#### ④ 奨学金申請チェックリスト

本冊子巻末のチェックリストに、書類がすべて揃っているかチェックしてください。

申請時にはチェックリストも必ずご提出ください。

#### ⑤ 就労に関する所見

現在、定職のある方、週21時間以上のアルバイトに従事する方は、全員「就労に関する所見」(様式自由)を提出してください。

「就労していても学業に支障がない」、「就労していても奨学金が必要である」旨の所見を各自作成してください。(併用希望者は二通必要です。)

※入学前後に退職予定があり、今回、勤務先発行の退職予定証明書を提出することができる場合は、就労に関する所見は必要ありません。

#### ⑥ 日本学生支援機構第一種・第二種奨学金 併用希望者の提出書類

併用希望者は、上記書類の他に以下の書類も提出してください。ただし、法務研究科の方は必要ありません。

##### 1. 「併用貸与を希望する理由書」

経済的な理由で併用貸与を希望する理由を、A4版用紙に記入し(様式自由)、本人が署名をしてください。

##### 2. 「返還についての誓約書」

貸与額が大きくなるため、責任をもって返還する旨の内容をA4版用紙に記入し(様式自由)、人的保証選択者の場合は、本人と連帯保証人が連署をしてください。機関保証加入者の場合は、本人署名のみで構いません。

##### 3. 「父母両方の所得関係書類」

本人の所得関係書類の他に、父母の分も必要となります。併用貸与希望者が多数の場合に、家計状況を審査します。ただし、婚姻により父母と別生計の場合は、配偶者の所得関係書類により審査するため、父母分は不要です。

#### ※申請書類作成上の注意・その他※

- |  |
|--|
| <p>1) 記入にあたっては、黒のボールペンを使用してください。</p> <p>2) 申請書提出後に行うスカラネット入力は、追加項目を除き、申請書の記入事項とほぼ同様の入力内容です。<u>各自、必ず提出前に記入済み申請書をコピーしてください</u>。提出後の書類返却はできません。</p> <p>3) 採用候補者への手続書類の発送は、来年1月下旬から2月上旬を予定しています。</p> |
|--|

# 明治大学大学院独自の奨学金について

以下に記載されている奨学金は大学院各研究科生が対象で、専門職大学院生は対象外です。選考は研究科ごとに行うため、申請の必要はありません。奨学金の給付により、研究に専念する環境を整えることで、今後研究者としての道を目指す優秀な学生を育成することを目的としています。

## 【明治大学大学院研究奨励奨学金B（給費）】

明治大学大学院研究奨励奨学金Bは、修士・博士前期課程に入学した者のうち、各研究科が独自に定めた選考基準により成績優秀者を選考し、標準修業年限内（2年間）にわたり、授業料の2分の1相当額を給付する奨学金です。（返還の義務はありません。）

なお、2年次は学業成績の状況等により、継続採用されないことがあります。

**給付金額（一括給付）** (2023年度実績)

名 称	給 付 額（授業料2分の1相当額）	採用人数
明治大学大学院研究奨励奨学金B (2023年度入学者)	①文系 280,000円 ②理系 380,000円 ③農経 344,000円	約300名 (含、継続採用者)

①文系＝法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション学、教養デザイン、国際日本学研究科  
②理系＝理工学、農学（農業経済学専攻除く）、先端数理科学研究科 ③農経＝農業経済学専攻

## （参考）【明治大学大学院研究奨励奨学金A（給費）】

明治大学大学院研究奨励奨学金Aは、博士後期課程に入学した者のうち、各研究科が独自に定めた選考基準により成績優秀者を選考し、標準修業年限内（3年間）にわたり、授業料の2分の1相当額を給付する奨学金です。（返還の義務はありません。）

なお、2、3年次は学業成績の状況等により、継続採用されないことがあります。また、助手及び教育補助講師に採用された場合には、在職している年度の給付は停止します。

**給付金額（一括給付）** (2023年度実績)

名 称	給 付 額（授業料2分の1相当額）	採用人数
明治大学大学院研究奨励奨学金A (2023年度入学者)	①文系 260,000円 ②理系 390,000円 ③農経 351,000円	約100名 (含、継続採用者)

①文系＝法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション学、教養デザイン、国際日本学、グローバル・ガバナンス研究科  
②理系＝理工学、農学（農業経済学専攻除く）、先端数理科学研究科 ③農経＝農業経済学専攻

## ○注意事項

※採用後、退学（春学期中の場合は9月19日付、秋学期中の場合は3月31日付退学も含む）、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合には、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

※研究奨励奨学金A及びBともに、日本学生支援機構奨学金と併用可能です。

## 明治大学専門職大学院独自の奨学金について

以下に記載されている奨学金は専門職大学院生が対象で、大学院各研究科生は対象外です。

この他にも、特に募集手続等を経ずに成績優秀者へ給費奨学金を在学中に支給する制度もありますので、春の採用に漏れた場合でも給費奨学金を希望する方は勉学に励まれることを勧めます。

### 【ガバナンス研究科】

(2023年度実績)

名 称	募集時期	採用人数	奨学金額・振込方法等
明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 給費奨学金	入学試験出願時  (採用候補者発表は合格発表時)	入学定員の 約半数	○年額 200,000 円～授業料 2 分の 1 相当額 (550,000 円) を給付 ○年次春学期中に一括振込予定 (秋季入学者は秋学期中一括振込予定) ○収入基準 (上限) なし ○募集により適格者を選考し、所定の在学期間給付 (2 年次継続審査あり)

#### ○注意事項

※採用後、退学 (春学期中の場合は 9 月 1 9 日付、秋学期中の場合は 3 月 3 1 日付退学も含む)、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合には、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

※ガバナンス研究科給費奨学金と日本学生支援機構奨学金の併用は可能です。

### 【グローバル・ビジネス研究科】

(2023年度実績)

名 称	募集時期	採用人数	奨学金額・振込方法等
明治大学専門職大学院 グローバル・ビジネス 研究科給費奨学金	入学手続時 (採用内定者発表は合格発表時。 採用内定者は、当 研究科へ入学する ことをもって 採用者となる)	約 15 名	○授業料 2 分の 1 相当額 (650,000 円) を給付 ○1 年次春学期中に一括振込予定 (秋季入学者は秋学期中一括振込予定) ○収入基準 (上限) なし ○入学試験成績等により適格者を選考し、所定の在学期間給付 (2 年次継続審査あり)

#### ○注意事項

※採用後、退学 (春学期中の場合は 9 月 1 9 日付、秋学期中の場合は 3 月 3 1 日付退学も含む)、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合には、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

※グローバル・ビジネス研究科給費奨学金と日本学生支援機構奨学金の併用は可能です。

## 【会計専門職研究科】

(2023年度実績)

名 称	募集時期	採用人数	奨学金額・振込方法等
明治大学専門職大学院 会計専門職研究科 給費奨学金	入学後 (採用者発表は 5月下旬)	約10名	○授業料相当額(1,200,000円)または 2分の1相当額(600,000円)を給付 ○1年次の7月中旬一括振込 ○収入基準(上限)なし ○募集により適格者を選考し、所定の在 学期間給付(2年次継続審査あり)

### ○注意事項

※採用後、退学(春学期中の場合は9月19日付、秋学期中の場合は3月31日付退学も含む)、除籍、休学となった場合や学校処分を受けた場合には、当該学期分の給付金額を返還していただきます。

※会計専門職研究科給費奨学金と日本学生支援機構奨学金の併用は可能です。

## 【法務研究科】

明治大学専門職大学院法務研究科給費奨学金は、学部学業成績優秀者および入学試験成績優秀者に対し、標準修業年限(法学未修者コース3年、法学既修者コース2年)にわたり、給付する奨学金です。

当該奨学金については、すでに合格発表時に採用候補者を発表しています。給費奨学金の詳細は専門職大学院事務室で確認をしてください。

### ○給付金額

(2024年度採用予定者数)

名 称	給 付 額	採用人数
明治大学専門職大学院 法務研究科給費奨学金	学費相当額	24名程度

### ○注意事項

※原級した場合は、原級以降の給付資格を取り消します。

※休学する場合は、給付資格を取り消し、休学在籍料を納入していただきます。また、入学金は還付しません。

※退学(春学期中の場合は9月19日付、秋学期中の場合は3月31日付退学も含む)または除籍となった場合、学校処分を受けた場合は、給付資格を取り消し、奨学金として給付した当該学期分の授業料及び教育充実費を返還していただきます。また、入学金は還付しません。

## 大学院、専門職大学院共通の奨学金について

---

以下の奨学金は、大学院各研究科、専門職大学院各研究科共に対象となる奨学金です。

### 【明治大学災害時特別給費奨学金（給費）】

この給付金額は、地震、風水害、火山の噴火等の自然災害等により、家計が急変した院生に対し、経済的に援助することを目的とし、家屋の全半壊等の被害状況によって授業料年額相当額又は授業料2分の1相当額を給付する制度です。ただし、申請時に学籍が留籍、休学、除籍（除籍予定を含む）となっている場合は、申請資格はありません。また、他の奨学金を受けている場合は、併用できないことがあります。本人及び配偶者（定職に限る）又は父母（本人の収入が父母からの給付による場合に限る）のうち、主たる家計支持者を含む家族が災害救助法適用地域に居住し、常住する家屋が甚大な被害を受けていることを要件とします。本人提出の申請書と罹災証明に基づき、被災状況によって給付額を決定します。

### 【明治大学特別貸費奨学金】

この奨学金は、主たる家計支持者の死亡や会社都合による失職、会社の倒産などにより家計状況が悪化し、無収入に近い状態が数か月経っても改善せず、学費の支払いが困難な学生に対して、授業料年額相当額又は授業料2分の1相当額を貸与して救済する制度です（ボーナスカット、定年、自己都合退職、業績不振等は家計急変に該当しません）。申請には日本学生支援機構奨学金の貸与を受けているか、又は申請予定であるかなど、ほかの奨学金の貸与・受給状況などの諸条件を満たす必要があります。

事由発生は原則入学後に限り、在学中一度に限り申込みをすることができます。返還は、卒業後、借用額の10分の1ずつを年賦（10年以内に返済）で返還します。

利用希望者は、所属するキャンパスの奨学金係までご相談ください。

## 民間団体の取り扱う奨学金

---

財団法人、公益法人、民間企業や篤志家など民間団体が募集する奨学金は、それぞれ採用基準、採用人数、金額及び採用期間等が異なります。4月から6月にかけて、各キャンパスの奨学金掲示板等で随時募集しますので、詳細は各募集要項で確認してください。

大学院生向けの民間奨学金は、入学後に募集・採用を行うものと、進学前に予約採用を行うものがあります。また、学部生として受けていた奨学金をそのまま継続できる場合もあります。

奨学金を希望する場合には、進学前から奨学金について情報収集をすることをお勧めします。大学へ推薦依頼がある民間奨学金については、募集資格での制限がない限り、大学院生、専門職大学院生を年度ごとに推薦しますので、同一の民間奨学金でも、毎年度募集があるとは限りません。

なお、民間団体の奨学生に採用された場合は、採用時の授与式、交流会、講演会、修了式などの行事があります。これらの行事は、その奨学団体の重要な奨学事業の一環ですので、奨学生は明治大学の代表として、必ず参加しなければなりません。

# 各種教育ローンのご案内

## 【国の教育ローン（日本政策金融公庫）】

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）の「国の教育ローン」は、教育に必要な資金を学生の保護者に融資する全額政府出資の政府系金融機関です。なお、日本学生支援機構奨学金との併用も可能です。

詳しくは、国の教育ローンコールセンター【0570-008656（ナビダイヤル）、03（5321）8656】までお問合せください。また、パンフレット、ホームページでもご確認いただけます。（パンフレットは各キャンパスの奨学金係窓口にて配布中です）。

「国の教育ローン」は、全国の店舗でいつでもお申込みいただけます。

## 【明治大学・金融機関提携「教育ローン」】

明治大学と金融機関が提携する「教育ローン」は、明治大学と6つの金融機関が提携して実施しています。家計基準オーバー等の理由で奨学金の利用ができなかった場合でも、申込みが可能です。提携金融機関については、入学後、奨学金係までお問い合わせ下さい。

### 【特徴】

- ① 一学期につき1銀行、学費相当額までの融資の申込みが可能。
- ② 2023年度変動金利2.250～3.9%前後（銀行・融資実行月により異なる）。
- ③ 在学生の学費未納者を対象としたローンですが、既に学費を納入した場合でも、以下の銀行に限り、入学諸費用納入日または学費納入日から各銀行受付日（※）が、次の期間内であれば申し込むことが出来ます。

三井住友銀行:4か月以内、みずほ銀行:3か月以内、三菱UFJ銀行:1か月以内

※各銀行受付日とは、奨学金係での手続書類が各銀行の担当部署で正式に受理された日付を指し、大学受付日から銀行到着まで数日を要しますので、注意してください。

- ④ 本学入学前の申込みはできません。

### 【融資資格】

- ① 原則として、各金融機関が定めた資格を持つ本学学生の父母に融資しますが、金融機関によっては、資格条件等により本人に直接融資することもあります。詳細は、奨学金係で配布する提携教育ローンのチラシを受け取って確認をしてください。
- ② 日本国籍を有さない方の利用については、直接、各金融機関にお問い合わせください。

### 【申込期間】

**春学期分** 新入生 学生証交付後～6月4日（予定） 参考：在学生 4月10日～6月4日（予定）

**秋学期分** 全学年 10月1日～12月3日（予定）

※新入生の春学期分については、入学諸費用納入日により、利用できない金融機関がありますので注意してください。

### 【手続】

金融機関により手続が異なります。各キャンパスの奨学金係にお問い合わせください。

- 法学、商学、政治経済学、経営学、文学、情報コミュニケーション学研究所、専門職大学院各研究科  
⇒ 駿河台キャンパス 学生支援事務室奨学金係
- 教養デザイン研究科  
⇒ 和泉キャンパス 和泉学生支援事務室奨学金係
- 理工学（※）、農学 各研究科  
⇒ 生田キャンパス 生田学生支援事務室奨学金係

○理工学（※）、国際日本学、先端数理科学 各研究科  
⇒ 中野キャンパス 中野教育研究支援事務室奨学金係

※理工学研究科は4月から所属するキャンパスへお問い合わせください。

**【提携金融機関】**

- ①三菱UFJ銀行
- ②みずほ銀行
- ③三井住友銀行

金融機関から直接個人に入金があります。  
融資額は学費と連動しません。

- 
- ④オリエントコーポレーション
  - ⑤楽天銀行
  - ⑥SMB Cファイナンスサービス

大学に直接学費として入金されます。  
原則、融資額は学費相当額となります。

**【注意事項】**

- ① 契約は全て各金融機関と融資を受ける者で行います。
- ② 在学中から利子が発生し、月々の支払いも始まります。滞納しないよう、毎月の返済計画を立ててから申込みをしてください。
- ③ 融資資格を有していても、他の借入状況等により融資が受けられない場合があります。
- ④ 銀行がキャンペーンを実施している場合など、提携教育ローンより銀行独自のローンの方が金利が低い場合があります。奨学金係で配布する提携教育ローンのチラシや、融資を希望する銀行に直接融資の条件等を確認し、よく検討してから申込みをしてください。

## ○奨学金事務取扱窓口

	事務取扱時間	所在地・電話
<b>駿河台キャンパス</b> 学生支援事務室奨学金係 (リバティタワー3階)  <b>【対象】</b> 大学院 法学、商学、政治経済学、経営学、文学、 情報コミュニケーション学 各研究科 専門職大学院 各研究科	月～金曜日 9:30～17:00  土曜日 9:30～12:30	〒101-8301 千代田区神田駿河台 1-1 TEL. 03-3296-4208 受付時間 月～金曜日 13:00～15:00 土曜日 10:00～12:00
<b>和泉キャンパス</b> 和泉学生支援事務室 奨学金係 (第一校舎1階)  <b>【対象】</b> 大学院 教養デザイン研究科	月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:00  土曜日 9:00～12:00	〒168-8555 杉並区永福 1-9-1 TEL. 03-5300-1175 月～金曜日 13:00～15:00 土曜日 10:00～12:00
<b>生田キャンパス</b> 生田学生支援事務室 奨学金係 (中央校舎1階)  <b>【対象】</b> 大学院 理工学(※)、農学 各研究科	月～金曜日 8:30～11:30 12:30～16:30  土曜日 8:30～12:00	〒214-8571 川崎市多摩区東三田 1-1-1 TEL. 044-934-7580 月～金曜日 13:00～15:00 土曜日 8:30～12:00
<b>中野キャンパス</b> 中野教育研究支援事務室(低層棟3階) 奨学金係  <b>【対象】</b> 大学院 理工学(※)、国際日本学 先端数理科 各学研究科	月～金曜日 9:00～11:30 12:30～17:30  土曜日 9:00～12:30	〒164-8525 中野区中野 4-21-1 TEL. 03-5343-8059 月～金曜日 13:00～15:00

※お問い合わせは電話またはお問い合わせフォームをご利用ください。

※事務取扱時間は変更になる場合があります。

※奨学金に関する最新情報は、ホームページ等で確認してください。

※理工学研究科進学予定者は4月から所属するキャンパスへお問い合わせください。

お問い合わせフォーム  
QRコード





## 懲戒処分を受けた場合の奨学金の取扱いについて（注意）

---

明治大学大学院学則及び専門職大学院学則で定められたけん責、停学、退学の懲戒処分を受けた場合、学内外の奨学金について、給付済み奨学金の全額返還を含む厳しい処分を行います。奨学金を利用するにあたり、懲戒処分となるようないかなる行為も行わないように、十分に注意してください。

### 明治大学大学院学則（抜粋）

#### 第13章 賞罰

**第62条** 学生が、本大学の校規に違反若しくは本学園の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

- 2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
  - (3) 正当な理由が無くして学業を怠る者

**第63条** 賞罰は、研究科委員会において決定し、大学院委員会の議を経て学長が行う。

### 明治大学専門職大学院学則（抜粋）

#### 第13章 賞罰

**第65条** 学生が、本大学の校規に違反し、若しくは本大学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行う。

- 2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
  - (3) 正当な理由が無く学業を怠る者

**第66条** 賞罰は、当該研究科教授会の議を経て、学長が行う。

なお、以下のような行為を行った場合にも、懲戒処分の対象となることがあります。

- ・定期試験におけるカンニング等の不正行為
- ・定期試験に代えて実施されるレポート・論文の剽窃（盗用）行為

## 日本学生支援機構奨学生が懲戒処分を受けた場合

---

日本学生支援機構奨学生として採用された者が退学・除籍・停学その他規律を著しく乱したり、学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、処分内容が日本学生支援機構へ報告され、奨学金の貸与が直ちに「停止」又は「廃止」になります。

## 学内奨学金及び民間・地方公共団体の奨学生が懲戒処分を受けた場合

---

各種奨学金に奨学生として採用された者が、退学・除籍・停学その他規律を著しく乱したり、学校処分（学則処分・性行不良等）を受けた場合、直ちに当該年度の給付金額を全額返還していただきます。学校処分を受ける事由には、定期試験での「カンニング」行為や「レポート文書の盗用」行為などがあります。くれぐれも、奨学生としての自覚を持って、学生生活を送るようにしてください。